車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 29 年３月 31 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道483号	兵庫県豊岡市日高町祢布字南構1255番２から兵庫県養父市八鹿町国木字桑カセ551番１まで
一般国道24号	和歌山県岩出市根来字根来2014番１から和歌山県和歌山市弘西字丸山1305番７まで
一般国道24号	和歌山県岩出市山小野山国有林から和歌山県和歌山市湯屋谷字山ノ下まで

２　指定する期日　平成29年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を、下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 29 年３月 31 日

近畿地方整備局長　池田　豊人

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道１号	滋賀県草津市大路三丁目字走り馬148番１から滋賀県草津市東草津二丁目字寺田583番２まで
一般国道483号	兵庫県豊岡市日高町祢布字南構1255番２から兵庫県養父市八鹿町国木字桑カセ551番１まで
一般国道24号	和歌山県岩出市根来字根来2014番１から和歌山県和歌山市弘西字丸山1305番７まで
一般国道24号	和歌山県岩出市山小野山国有林から和歌山県和歌山市湯屋谷字山ノ下まで

２　指定する期日　平成29年４月１日

３　通行方法　１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の、地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見易い箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 29 年３月 31 日

中国地方整備局長　丸山　隆英

道路の種類	路線名	区間
一般国道	９号	安来市安来町字釜谷2093番４から同市安来町字内浜1133番４までの上下線

四国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

平成 29 年３月 31 日

四国地方整備局長　名波　義昭

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道33号	愛媛県松山市井門町1442番１地先から愛媛県松山市余戸南二丁目1098番２地先まで
一般国道55号	高知県南国市物部字下王島1349番１地先から高知県南国市稲生字馬ノ背3781番１まで

２　指定する期日　平成29年４月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成 29 年３月 31 日

四国地方整備局長　名波　義昭

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道33号	愛媛県松山市井門町1442番１地先から愛媛県松山市余戸南二丁目1098番２地先まで
一般国道33号	高知県吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ1906番１から高知県高岡郡佐川町字岩ノ越丙1391番４まで
一般国道55号	高知県南国市物部字下王島1349番１地先から高知県南国市稲生字馬ノ背3781番１まで

２　指定する期日　平成29年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 29 年３月 31 日

四国地方整備局長　名波　義昭

１　河川の名称　吉野川水系今切川

２　廃川敷地等が生じた年月日　平成29年３月31日

３　廃川敷地等の位置　徳島県板野郡北島町中村字向須５番

４　廃川敷地等の種類及び数量　土地　13,393.97平方メートル

北海道開発局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

平成 29 年３月 31 日

北海道開発局長　今　日出人

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道450号	北海道紋別郡遠軽町丸瀬布南丸40番１から同町瀬戸瀬東町122番１まで

２　指定する期日　平成29年４月１日